

## よくある質問（家賃の減免について）

問1 退職・転職などにより著しく収入が減少したのですが、家賃の見直しは可能ですか。

(答) 次のような事情で家賃の支払いが困難になった場合は、入居者の皆さんからの申し出により、家賃を減免することができますので、ご相談ください。

- 退職・転職などにより収入が著しく低額になったとき
- 病気などで、著しく生活が困難になったとき
- 災害により著しく損害を受けたとき
- その他、特別な事情があるとき

問2 失業により、家賃が支払えません。家賃の減免はできますか。

(答) 失業により、所得額が大きく減少した場合には、家賃の減免ができます。なお、通常の減免に必要な書類（住民業謄本、所得証明書、無資産証明書）に加え、退職証明書（離職証明書）を提出して頂く必要があります。

問3 所得が減って、現行の家賃負担が重くなってきているので、家賃の減免をお願いできますか。

(答) 現行の家賃については、一昨年の給与をベースに算定をしております。このため、現在の給与水準が減少している場合には、減免をすることができます。（減額率 15～75%）

なお、通常の減免に必要な書類（住民業謄本、所得証明書、無資産証明書）に加え、直近の所得証明書（或いは源泉徴収票）を提出して頂く必要があります。

問4 病気療養により自己負担額が多額になり家賃の支払いが困難です。家賃を減免することはできますか。

(答) 医療費の自己負担額が多額になった場合には、家賃を減額することができます。

具体的には、所得額から医療費の自己負担額分を控除した上で、家賃を再算定することになり、現在家賃に、再算定後の月収額が 52,000 円（収入基準額）を下回る場合に、その月収額に応じた減額率（15～75%）を乗じた額を減額することができます。

なお、通常の減免に必要な書類（住民業謄本、所得証明書、無資産証明書）に加え、医師の診断書、医療費の領収書（原本）が必要となります。